

第5期守山市地域福祉計画策定支援業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、第5期守山市地域福祉計画策定支援業務に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

第5期守山市地域福祉計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙第5期守山市地域福祉計画策定支援業務仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月25日まで

3 見積上限額

金7,150,000円（消費税および地方消費税額を含む）

①令和6年度 金3,550,000円

②令和7年度 金3,600,000円

4 実施方式

公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

公募開始	令和6年10月11日（金）
質問締め切り	10月21日（月）正午まで
質問回答	10月25日（金）正午から（予定）
参加申込書提出期限	10月30日（水）午後5時まで
参加資格審査通知発送	11月1日（金）（予定）
企画提案書提出期限	11月8日（金）午後5時15分まで
プレゼンテーション実施	11月22日（金）午前10時から
審査結果通知発送	11月27日（水）（予定）
仕様内容についての協議	11月29日（金）

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に定める者に該当しない者であること。
- (2) 守山市建設工事等入札参加資格停止基準（平成23年告示第158号）に基づく入札参加資格停止の措置期間中でないこと。
- (3) 国税（法人にあつては「法人税ならびに消費税および地方消費税」、「個人にあつては「所得税ならびに消費税および地方消費税額」および市町村税（本店および本プロポーザルに参加しようとする支店等所在地の市町村等に係るもの。法人にあつては「法人市町村民税、固定資産税」、個人にあつては「市町村民税、固定資産税」）を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者または会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 次のアからカまでのいずれかの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店または常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 過去5年以内に福祉分野における同種業務の実績が1件以上あること。

7 質問・回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第5号）により、持参または電子メールのいずれかの方法で提出すること。なお、電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨を連絡し、担当課に着信したことを確認すること。

(2) 提出期限

令和6年10月21日（月）正午まで

(3) 提出先

守山市吉身二丁目5番22号

守山市健康福祉部健康福祉政策課

電話 077-582-1123（直通） FAX 077-582-1138

電子メール fukushiseisaku@city.moriyama.lg.jp

(4) 回答方法

市ホームページに掲載する。

(5) 回答日時

令和6年10月25日（金）正午 予定

8 参加申込

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、本実施要領、仕様書および守山市財務規則（昭和39年規則第6号）等の各規定を理解したうえで、次の書類を提出すること。

（発行後3か月以内・写し可・1部ずつ）

ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）

イ 履歴事項全部証明書（登記事項証明書）（法人のみ）

ウ 身元証明書（個人のみ）

エ 印鑑証明書

オ 直近年度の国税（法人税ならびに消費税および地方消費税）、市町村税の完納証明書（法人の場合）

カ 直近年度の国税（所得税ならびに消費税および地方消費税）、市町村税の完納証明書（個人の場合）

キ 委任状（支店等で参加を希望し、契約する場合）

ク 業務実績表（様式第2号）

(ア) 委託業務契約書および仕様書の写し

(イ) 履行証明書の写し

※勤務実績表には(ア)から(イ)のいずれかの書類を添付すること。

※守山市入札参加資格登録業者は、イからキの書類は不要です。

(2) 提出期限

令和6年10月30日（水）午後5時まで

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は受け取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

「7 質問・回答 (3) 提出先」に同じ

(5) 参加資格審査の通知

資格審査を行い、適正と認める者に参加し資格を有する旨、令和6年11月1日（金）頃を目処に通知する。

9 企画提案書の作成方法および提出期日等

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第3号） 6部

以下の項目について記載すること。なお、企画提案書の様式については任意のものとするが、用紙サイズは原則A4（横向き、長編綴じ）表紙を含め20ページ程度とし、表紙以外にページ番号を振ること。

(ア) 第5期地域福祉計画策定にあたっての基本的方針

市の基本方針を踏まえつつ、計画に反映するべきと考えられる国県等の動向や本市の地域特性、地域課題等を明らかにし、どのように計画に取り込むべきか、基本的な方向性を提案すること。

（市の基本的方針）

第5期地域福祉計画については、これまでの地域福祉計画との継続性を担保するとともに、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向けて引き続き取り組む必要があることから、基本的な方向性は継承します。

一方で、共働き世帯の増加や定年延長などの社会経済情勢の変化に伴い地域福祉の担い手不足や昨今の国県等の動向を踏まえるとともに、地域の課題やニーズを拾い適切に計画に反映する必要があります。

(イ) 第4期地域福祉計画の進捗評価、現状把握の方法

第4期地域福祉計画の進捗評価および現状を適正かつ効率的に把握し、評価する方法を提案すること。また、過去の受注実績等を参考に例を示すこと。

(ウ) 福祉関係団体ヒアリングの方針および方法

実施を予定している福祉関係団体ヒアリングについて、本市の実態を適切に捉えるため、福祉関係団体ヒアリングの課題設定等、実施方針および方法を提案すること。(開催費用については市負担。過大な費用が生じないこと。)

(エ) アンケート調査の方針および結果分析の方法

実施を予定しているアンケート調査について、本市の実態を適切に捉えるため、アンケート調査の方針および手法、結果分析の方法について提案すること。(実施費用については本委託費に含む。)

(アンケート調査)

対象者：守山市内在住の18歳以上の男女

送付数：2,000部(返送率50%未満を想定)

調査票：A4用紙16ページ程度

回答方法：郵送およびWebアンケート

備考：DXの推進および回答率向上を目的にWebアンケート回答者にはQUOカードPay100円分を進呈。(当該費用については市負担。)また、地域福祉計画に係るアンケート調査は第2期地域福祉計画(H23-27)から約15年間実施していない。

(オ) 計画骨子・素案の作成等の支援方法

計画骨子・素案の作成およびパブリックコメント実施にあたり、国県の審議会等の情報提供や他市町の事例提供、法令改正等の情報提供など、実施可能な作成支援について提案すること。

イ 業務体制図(様式自由) 6部

業務体制図および主担当者の業務経歴書(年数、担当した計画策定支援業務等を示したもの。)

ウ 業務実績表(様式第2号) 6部

エ 見積書(様式第4号) 6部

(2) 提出期限

令和6年11月8日(金)午後5時15分まで

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、郵送の場合は受け取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

「7 質問・回答 (3) 提出先」に同じ

10 プレゼンテーション審査の実施

提案に係るプレゼンテーション審査を以下のとおり実施する。

(1) 実施日時

令和6年11月22日(金) 午前10時 開始

1 提案者30分程度(説明10分、質疑応答15分程度)

各提案者のプレゼンテーション開始時間等については、別に通知する。

(2) 場所

守山市役所2階 防災会議室

(3) 説明時間

10分以内

(4) 質疑応答

15分程度

※プレゼンテーション審査当日の追加資料は原則認めない。ただし、パワーポイントで説明する場合に、画面表示を手元で確認するために、画面表示と同じものを印刷した資料に限り配布を認める。

11 審査方法および審査基準

審査方法については提案書類の審査およびプレゼンテーションを実施した上で、企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、審査員の評価点の合計が基準点(満点(100点×評価者数)の6割)以上となった応募事業者のうち、評価点の合計が最も高いものを候補者として選定する。なお、応募が1事業者であった場合でも、評価点の合計が基準点以上となる場合は候補者となる。

(1) 審査員構成

審査は次の5人の審査員により行う。

守山市健康福祉部 職員(5人)

(2) 書類審査項目

ア 業務実績(過去5年以内の本業務と同種(類似)の業務の請負実績等)

イ 計画書作成イメージ・編集力

ウ 経済性(予算対比)

(3) プレゼンテーションについて

・プレゼンテーションは、本計画策定支援業務に携わる者(計画案作成や本市との連絡調整等を主として行う者)において行うものとする。

・プレゼンテーションの審査項目は次項(4)のとおりとする。事前に資料等がある場

合は、プレゼンテーション実施の3日前までに提出を行うこと。

(4) プレゼンテーション審査項目

- ア 計画策定に係る企画・提案力
- イ 業務体制・連絡調整等
- ウ スケジュール(仕様書の内容を踏まえたものになっているか)
- エ プレゼンテーション能力

12 審査結果

(1) 通知方法

プレゼンテーション審査を受けたすべての提案事業者に文書で通知する。

(2) 通知日

令和6年11月27日(水) 予定

13 企画提案書の取扱い

- (1) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- (2) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (3) 提出後の差替えおよび追加・削除は認めない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (5) 市が必要と認める場合に追加資料の提出を求めることがある。

14 情報公開および提供

審査の結果については、守山市のホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

- (1) 候補者名
- (2) 参加事業者数
- (3) 参加事業者の評価点(得点順)

市は、提案者から提出された企画提案書等について、守山市情報公開条例(平成11年条例第21号)に規定による請求に基づき、公開することができるものとする。

ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等または当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報等は非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の公開とする。

15 その他

(1) 言語および通貨単位

手続きにおいて使用する言語および通貨単位は、日本語および日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

企画提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

(3) 参加申し込み後の辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、すみやかに書面（様式は任意）により問い合わせ先に提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法および書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 見積書の金額が第3項に掲げる見積上限額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、作成者に帰属するものとする。ただし、守山市は候補者に選定された者が作成した企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。

提案者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

16 問い合わせ先

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市健康福祉部健康福祉政策課

担当：田中、小泉

電話 077-582-1123（直通） FAX 077-582-1138

電子メール fukushiseisaku@city.moriyama.lg.jp